

熊本県農業再生協議会規約の改正について

1 改正の理由

- 県農業再生協議会が所管する事務事業のうち完了した事業の削除、事業名称の変更に伴う改正。

2 主な改正点

名称	改正内容等
1 規約	<p>第4条（事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃油価格高騰緊急対策事業の名称変更 ・ 攻めの農業実践緊急対策事業の削除 ・ 稲作農業の体質強化緊急対策事業の削除 <p>第24条（資金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃油価格高騰緊急対策事業費補助金の名称変更 ・ 攻めの農業実践緊急対策事業推進事業費補助金の削除 ・ 稲作の体質強化緊急対策事業に係る交付金の削除
2 事務処理 規程	<p>第3条（事務処理体制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃油価格高騰緊急対策事業の名称変更 ・ 攻めの農業実践緊急対策事業に係る事務及び事務分担組織・責任者の削除 ・ 稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る事務及び事務分担組織・責任者の削除
3 会計処理 規程	<p>第2条（適用範囲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃油価格高騰緊急対策事業の名称変更 ・ 攻めの農業実践緊急対策事業推進事業、稲作の体質強化緊急対策事業の削除 <p>第4条（会計区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃油価格高騰緊急対策事業の名称変更 ・ 攻めの農業実践緊急対策事業に係る事務及び経理責任者の削除 ・ 稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る事務及び経理責任者の削除 <p>第8条（経理責任者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃油価格高騰緊急対策事業の名称変更 ・ 攻めの農業実践緊急対策事業の削除 ・ 稲作農業の体質強化緊急対策事業の削除
4 文書取扱 規程	<p>第5条（文書管理責任者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃油価格高騰緊急対策事業の名称変更 ・ 攻めの農業実践緊急対策事業に係る事務及び文書管理責任者の削除 ・ 稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る事務及び文書管理責任者の削除

熊本県農業再生協議会「規約」新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>第1条 ～第3条 （略）</p> <p>第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 米の直接支払交付金の推進に関すること。 (削る)</p> <p>(2) 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の推進に関すること。</p> <p>(3) 水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。</p> <p>(4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に関すること。</p> <p>(5) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。</p> <p>(6) 対象作物の生産数量目標の設定に関すること。</p> <p>(7) 農地の利用集積に関すること。</p> <p>(8) 加工原料米多収化推進事業に関すること。</p> <p>(9) <u>施設園芸等燃油価格高騰対策事業の推進に関すること。</u> (削る) (削る)</p> <p><u>(10) 産地パワーアップ事業に関すること。</u></p> <p><u>(11) この他、地域農業を振興するために必要なこと。</u></p> <p>第5条 ～第23条 （略）</p> <p>第24条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金</p> <p>(2) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金</p> <p>(3) <u>施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金</u> (削る) (削る)</p> <p><u>(4) 県からの補助金・交付金</u></p> <p><u>(5) その他の収入</u></p> <p>附 則</p> <p>1～19 （略）</p> <p>20 この規約は、平成28年4月25日に一部改正する。</p>	<p>第1条 ～第3条 （略）</p> <p>第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 米の直接支払交付金の推進に関すること。 (削る)</p> <p>(2) 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の推進に関すること。</p> <p>(3) 水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。</p> <p>(4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に関すること。</p> <p>(5) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。</p> <p>(6) 対象作物の生産数量目標の設定に関すること。</p> <p>(7) 農地の利用集積に関すること。</p> <p>(8) 加工原料米多収化推進事業に関すること。</p> <p>(9) <u>燃油価格高騰緊急対策事業の推進に関すること。</u></p> <p><u>(10) 攻めの農業実践緊急対策事業の推進に関すること。</u></p> <p><u>(11) 稲作農業の体質強化緊急対策事業の推進に関すること。</u></p> <p><u>(12) 産地パワーアップ事業に関すること。</u></p> <p><u>(13) この他、地域農業を振興するために必要なこと。</u></p> <p>第5条 ～第23条 （略）</p> <p>第24条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金</p> <p>(2) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金</p> <p>(3) <u>燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金</u></p> <p><u>(4) 攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金</u></p> <p><u>(5) 稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る交付金等</u></p> <p><u>(6) 県からの補助金・交付金</u></p> <p><u>(7) その他の収入</u></p> <p>附 則</p> <p>1～19 （略）</p>

熊本県農業再生協議会「事務処理規程」新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p>第1条 ～第2条 （略）</p>	<p>第1条 ～第2条 （略）</p>
<p>第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。</p>	<p>第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。</p>
<p>【事務の区分】 【事務分担組織 責任者】</p>	<p>【事務の区分】 【事務分担組織 責任者】</p>
<p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p>	<p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p>
<p>(2) 経営所得安定対策推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p>	<p>(2) 経営所得安定対策推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p>
<p>(3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 畜産課長</p>	<p>(3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 畜産課長</p>
<p>(4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p>	<p>(4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 担い手・法人サポートセンター所長</p>
<p>(5) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p>	<p>(5) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p>
<p>(6) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p>	<p>(6) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長</p>
<p>(7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p>	<p>(7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p>
<p>(8) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p>	<p>(8) 燃油価格高騰緊急対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p>
<p>(削る)</p>	<p>(9) 攻めの農業実践緊急対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p>
<p>(削る)</p>	<p>(10) 稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p>
<p>(9) 産地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p>	<p>(11) 産地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長</p>

附 則

1～13 (略)

13 この規約は、平成29年4月25日に一部改正する。

附 則

1～13 (略)

熊本県農業再生協議会「会計処理規程」新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 県協議会の会計業務に関しては、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知）、<u>施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金交付要綱</u>（平成25年2月26日付け24生産第2901号）、及び熊本県農業再生協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。</p> <p>(1) 経営所得安定対策等推進事業会計 (2) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金会計 (3) 加工原料米多収化推進事業会計 (4) <u>施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進事業会計</u> (削る) (削る) <u>(5) (1)(2)(3)(4)以外の県からの補助金・交付金事業会計</u> <u>(6) その他の事業会計</u></p> <p>2 県協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。</p> <p>第5条 ～第7条 (略)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <p>【事務の区分】 【経理責任者】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 県協議会の会計業務に関しては、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知）、<u>燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金交付要綱</u>（平成25年2月26日付け24生産第2901号）、<u>攻めの農業実践緊急対策事業費補助金交付要綱</u>（平成26年2月6日付け25生産第2969号）、<u>稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱</u>（平成27年2月3日付け26生産第2687号）及び熊本県農業再生協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。</p> <p>(1) 経営所得安定対策等推進事業会計 (2) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金会計 (3) 加工原料米多収化推進事業会計 (4) <u>燃油価格高騰緊急対策事業推進事業会計</u> <u>(5) 攻めの農業実践緊急対策事業会計</u> <u>(6) 稲作農業の体質強化緊急対策事業会計</u> <u>(7) (1)(2)(3)(4)(5)(6)以外の県からの補助金・交付金事業会計</u> <u>(8) その他の事業会計</u></p> <p>2 県協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。</p> <p>第5条 ～第7条 (略)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <p>【事務の区分】 【経理責任者】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務</p>

熊本県農業協同組合中央会・連合会

担い手・法人サポートセンター所長

- (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務
同上
- (3) 耕畜連携対策に係る事務
同上
- (4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務
同上
- (5) 農地の利用集積に係る事務
同上
- (6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務
同上
- (7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務
同上
- (8) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業の実施に係る事務
同上
- (削る)
(削る)
- (削る)
(削る)

2 前項の各事務の区分の経理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る熊本県農業再生協議会文書取扱規程第5条による文書管理責任者を兼務することができる。

第9条 ～第38条 (略)

附 則

1～13 (略)

14 この規約は、平成29年4月25日に一部改正する。

熊本県農業協同組合中央会・連合会

担い手・法人サポートセンター所長

- (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務
同上
- (3) 耕畜連携対策に係る事務
同上
- (4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務
同上
- (5) 農地の利用集積に係る事務
同上
- (6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務
同上
- (7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務
同上
- (8) 燃油価格高騰緊急対策事業の実施に係る事務
同上
- (9) 攻めの農業実践緊急対策事業の実施に係る事務
同上
- (10) 稲作農業の体質強化緊急対策事業の実施に係る事務
同上

2 前項の各事務の区分の経理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る熊本県農業再生協議会文書取扱規程第5条による文書管理責任者を兼務することができる。

第9条 ～第38条 (略)

附 則

1～13 (略)

熊本県農業再生協議会「文書取扱規程」新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
第1章 総則	第1章 総則
(名称) 第1条 ～第4条 (略)	(名称) 第1条 ～第3条 (略)
(文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。	(文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。
【事務の区分】	【事務の区分】
【文書管理責任者】	【文書管理責任者】
(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長	(1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長
(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 法人・担い手サポートセンター所長	(2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 法人・担い手サポートセンター所長
(3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 畜産課長	(3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 畜産課長
(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長	(4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長
(5) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長	(5) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課長
(6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長	(6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長
(7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長	(7) 加工原料米多収化推進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長
(8) <u>施設園芸等燃油価格高騰対策事業</u> に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長	(8) <u>燃油価格高騰緊急対策事業</u> に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長
(削る)	(9) <u>攻めの農業実践緊急対策事業</u> に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長
(削る)	(10) <u>稲作農業の体質強化緊急対策事業</u> に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長
(削る)	

(9) 産地パワーアップ事業に係る事務

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長

- 2 前項の文書管理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る熊本県農業再生協議会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

第6条 ～第24条 （略）

附 則

1～14 （略）

15 この規約は、平成29年4月25日に一部改正する。

(11) 産地パワーアップ事業に係る事務

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長

- 2 前項の文書管理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る熊本県農業再生協議会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

第6条 ～第24条 （略）

附 則

1～14 （略）